

4 平和条約署名の特許問題に関する意見及び署名の現状に関する資料

(1)

領土割

五部四三

領土問題

(昭ニニ、七、七、岡崎次官記)

一、日本領土の範圍に異するポツダム宣言第八項は「カイロ宣言の條項は履行せらるべく又日本國の主權は本州、北海道、九州及四國並に我等の決定する諸小島に局限せらるべし」とある。而してカイロ宣言は右の外日本が一九四一年の第一次世界戦争以後に於て奪取し又は占領したる太平洋の一切の島嶼を剝奪すること及日本が中國より盜取したる一切の地域を返還すること並に日本は日露力及貪慾により略取したる他の一切の地域より驅逐せらるべしとある。なお領土問題に關し連合國が發表した諸文書殊に大西洋憲章から

外務省

推察すれば是合國は左の方針を採らるるよう
 思はれる。

- 一、領土の擴大を求めぬこと。
- 二、領土の變更には住民の希望を尊重すること。
- 三、日本の周辺に在る一千餘の小島は從來から日本が平和裡に住る且生計を営んで居つたもので人種的、文化的、地理的及経済的の關係から見て日本本土の一部と考えられるものであり又住民の希望も日本領土として残さるることにあつては原則的に言つて間違ないと思ふ。

外務省

四、南西諸島

南西諸島中トカラ群島以北の諸島は古くから日本の領土の一部をなして居り奄美群島は一時琉球王朝の勢力下にあったことはあるが人種的、歴史その他如何なる見地よりも日本の本来の土地でありその住民も日本人である。

沖繩群島及先島群島はある期間自治的琉球王朝の統治下にあったのは言うまでもなく、殊に明治よりも長い期間日本の主権下にあり、殊に明治以後は日本内地の縣として他の諸縣と全

外務省

く同一の地位を占めてゐた。その住民も亦人種的には日本民族のタイプであり、言語、文化等の見地からも全く日本と不可分の関係にある。沖縄縣は從來経済的には自立出来ず中央政府の負擔となつてゐたし、今後もそうであらうと思ふが日本政府及日本国民として從來の長い関係から見てもこれを日本領土として残さねたい希望である。

もし沖縄群島及先島群島の土地が連合國として戦略的見地からして必要である場合はその必要を充たすアレメンヂメントは十分日本政府との間に出来るものと考ええる。日本側の希望は住民に對する普通の行政即ち教育、経済

外務省

文化等を擔當するより其便法を考へたいと云ふ
にあり。これは人種的、歴史的の理由から自然な
措置であらうと思ふ次第である。

五、小笠原群島及琉黄列島

これ等の島嶼については従来からの歴史の、全
的の関係を考慮し矢張り日本領土にこれら
とを期する次第であるが右に及する詳細の記述
は

省略する。

お沖繩群島の場合の如く連合国が戦略的見
地から必要とせられる部分については同様にして

外務省

者のアレンジメントが作り得るものと信ずる。

外務省

十部内三

日本の領土問題に関する一般的考察(稿)

一ノノハ萩原

一九四五年七月二十六日のポツダム宣言はその第八項において「カイロ」宣言條項へ履行セラルヘク又日本國ノ主権ハ本州、北海道、九州及び四國並ニ我等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシと規定して居る。

右の規定に従つて本州、北海道、九州及び四國以外にいかなる小島が日本の領域として認められるかは追つて連合國によつて決定して平和條約中に規定されるものと)りより解する。

日本政府は連合國がこれら諸小島の帰属を決定するに當つては、諸小島の日本に帰属した歴史、日本本土との地理的、經濟的關係、その住民の人種的、文化的、言語等を十分考慮せられるもの

外務省

と兼^信するがその上で昔から日本に属し日本人がその島の住民のマジヨリナイであつた諸島は日本の領土として残る様に決定されることを希望する。

外務省

日本政府の瞭解する所では連合國は領土問題に關し

(1)領土的拡大を求めぬといふこと

(2)領土の変更には住民の希望を尊重するといふこと

を方針とし(大西洋憲章)又日本が一九一四年第一次世界戦争以後に於て奪取し又は占領したる太平洋の一切の島嶼を糾奪すること及日本が中國より盜取したる一切の地域を返還すること並に日本が暴力及脅恫により略取したる他の一切の地域を引返せらるべき旨宣言せられてゐる(カイロ宣言)のであるが右が連合國の方針であるとすれば昔から日本人の住んでいた諸小島が日本に残される様にとの希望は連合國の方針にも合致するものと信ずる。

若し幸にして以上のごとき日本政府の希望が達成せられるならば日本の周辺にある一千余の諸小島の中その大部分は從來から日本本土の一部と考えられていたものであるからさして問題を

外務省

生じないものと思ひ。ただこれ等の島の中若干のものは色々な意味で問題となり得るよりに考えられるので、それ等について日本政府の見解を次に述べることゝ許されたい。

(一九四六年一月二十九日附最高司令官覚書は領土の終局的歸属には關係なしとの前提の下に差し当り行政權を一定の範圍の島嶼に限定せられたが右範圍内の島嶼については一應問題のないものとして、右範圍外のもの即ち現に日本の行政權の行使を停止せられて居る島嶼の中間問題となり得る島嶼についてのみ左記に記述することにする。)

外務省

六 南西群島

南西群島中北緯三十度以北にある大島群島は一九四六年一月二十九日最高司令官兼書により現在も鹿児島縣の一部として日本の行政下にあるが、その直ぐ南にあるトカラ群島も大島群島と同様古くから日本の領土の一部をなし且つ鹿児島縣の一部をなしていたものであつた。その更に南にある奄美群島は琉球王朝の勢力の旺んであつた時代に一時その勢力下にあつたこともあるが、人種的歴史的その他如何なる見地よりも日本の本来の土地であつて、その住民も日本人であつて、移殖まで鹿児島縣の一部をなしていたものである。

沖繩群島及び先島群島はある期間半独立的地位を有していた琉球王朝の統治下にあつたことは事実であるが、王朝の成立前は日本の領土であり又一六〇九年以後同王朝は島津藩の保護を受け日本の宗主権下にあつた。殊に明治以後は内地の一縣とし

外務省

て他の諸縣と全く同一の地位を占めていた。その住民もまた人種的には日本民族の一種のタイプであり、言語、文化等の見地からも日本と不可分の関係にある。沖繩縣は従来経済的には自立出来ず中央政府の負担となつていたし、今後もそうであろうと思ふが、日本政府及び日本國民としては従來の長い通商から見てこれを日本領土として残されたい希望である。

もし沖繩群島及び先島群島の土地が連合國として戦略的見地からして必要である場合は、その必要を充たすアレメンツは十分日本政府との間に行はるものと考えらる。日本側の希望は住民に対する普通の行政即ち教育、経済、文化等を担当するよりな便法を考えたいというにあり、これは人種的、歴史的の理由から自然な措置であらうと思ふ次第である。

外務省